

大学での流行とその対応

立命館大学保健センター教授 中川 克, 伊東 宏

はじめに、今般の大学内の麻疹流行に際しては、医師会の先生方には多大なるご支援・ご指導を賜りましたことを御礼申し上げます。

本年4月に関東から始まった成人麻疹の流行では、4月1日から6月2日までの間に全国で休校したのは143校にのぼり、大学が54校と最も多く、高校34校、高専18校、中学校9校などであったと報告される(厚生労働省)。創価大学(東京、学生数8500名)が全学休講を決定したと4月20日に報道された時点で、ゴールデンウィーク明けには関西にも波及することが予想されたため、立命館大学では早急な対策を検討し始めたものの、有効な手立てがとれぬまま流行に突入してしまった。5月18日に最初の麻疹症例が報告されてから6月末までの間にびわこ草津キャンパス(BKC)で6名、衣笠キャンパスで1名、合計7名の麻疹患者が発生した。

関東の大手私立大学の多くは全学休講措置をとっていたが、東京大学や千葉大学など国立大学では複数の麻疹事例を把握しながら休講措置をとらなかったところが多数存在した。学校保健法第12条には「校長は、伝染病にかかっており、かかっておる疑いがあり、又はかかるおそれのある児童、生徒、学生又は幼児があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」と定められ、出席停止措置は学校長の裁量に委ねられている。「ねばならない」という作為義務ではないのである。しかしながら、学生の健康を守るという社会的責務を大学は負っているものと考え、本学では必要最小限の休講措置を講じることとした。一方、学習・勉強は学生の「権利」であり、これを保障することも大学の責務であるため、休講・欠席が不利にならぬよう手立てを講じる必要があった。

具体的対策としては、カタル期が最も伝染力が強いと考えられていることから、感冒症状があり37.5以上の発熱がある者は出席停止として、医療機関の受診を勧奨した。麻疹と診断された学生は、解熱後3日間が経過するまでは出席停止(学校保健法施行規則第20条第2項八)とし、当該学生に講義で接触した学生は二次感染の疑いがあることから、潜伏期間が明けるまで自宅待機とした。

学内の保健センターおよび近隣医療機関において可能な限り抗体検査を実施し、陰性の学生には予防接種を実施した。

抗体検査不足と修飾麻疹の存在が事態を複雑にした。本学での7名の発症者は、抗体検査の結果を待たずに臨床経過のみで麻疹であるとして対応せざるを得なかった(1例を除きすべて近隣医療機関での診断)。典型的な1例以外は、すべて非典型症例であったが、修飾麻疹の場合は1)潜伏期が14~20日に延長し、2)カタル期症状は軽度か欠落し、3)コプリック斑も出現しないことが多く、4)発疹は急速に出現するが融合はしない、などとされることから「こんなケースもありかな?」と思わざるを得なかった。しかし、二次感染した可能性があるとして出席停止を命じた学生からは1例も発症の報告がなかったことから、この疑念はさらに深まった。後日、治癒した学生の抗体を検査したところ、典型例の1例は陽性であったが、その他は全員CFが陰性かつIgG陰性(あるいは低値)であったため、これらは麻疹ではなかったものと考えられた。結果的には麻疹でなかった症例に振り回されて、何千人もの学生が影響を受けたことになる。遺憾ではあるが、当時の状況としてはやむをえなかったものといわざるを得ない。

今回、発熱者の登校を禁止したにもかかわらず、5月初旬は急性上気道炎が流行していたためか保

健センターでは38以上の発熱者で連日溢れかえっていた。また、麻疹の二次感染疑いで出席停止を命じられた学生の実に20%は大学へ登校していたことがアンケート調査で明らかとなった。中には「やった！学校休みや。沖縄へ行ってきます！」と旅行へ出かけていった者もいたと聞く。出席停止の公衆衛生的な意味は全く理解されずに、多くの学生はアルバイトなどの学外活動は続けていたようである。大学では、個々の学生に確実に情報伝達を行うことがきわめて難しく、今回の措置の連絡は学内掲示・ホームページ・Eメールなどを通じてしか行うことができなかった。かなり懇切丁寧な注意をホームページでは掲載したが、多くの学生は読んでいなかったのかも知れない。幸いにも大流行に発展することはなかったが、今後、類似の事態が発生した場合に正確な情報を如何に伝達し、学生に理解させるかはキャンパス感染症対策の大きな課題である。また、日頃から健康教育・危機管理教育の一環として感染症に対する知識を伝えておくことも重要であると感じた。

大阪を中心に、未だに麻疹の流行は終息しておらず、来春には更なる流行の拡大があるのではないかと推測されている。同じ過ちを繰り返さないように準備を進める必要がある。そのためには、検査体制の強化と十分量のワクチン確保をぜひお願いしたい。できれば、インフルエンザのような簡便な迅速診断が可能になれば理想的である。また、来年度から5年間、中1と高3を対象に予防接種を行う方針となったが、来春大学に入学する学生および現役大学生は対象外である。この者たちの予防接種は大学が実施しなければならないのであろうか？今春と類似の流行があるとすれば、その大多数は大学生である。行政には、まず大学生に対して積極的な対策を望んでいたのが、残念である。